

②手続きの流れ (1) 郵送申請の場合

申請対象者

1年以内に発達センター等から療育が必要な旨の指摘があった児童がサービスの対象です。
※申請書に紹介機関・紹介時期・指摘事項を記入いただきます。

事業所を探す・見学

空き状況を確認し、通所必要日数を決める。

障害児相談支援事業所から計画案の提出

障害児相談支援事業所が決まっていない場合は、セルフプランを作成してください。

障害者支援課障害児支援係に連絡 TEL 03-3647-7559/FAX 03-3647-4910

連絡いただいた後、申請対象者が確認し、申請書を住民票がある住所に送付します。
返信用封筒も同封いたします。

書類を郵送にて障害者支援課障害児支援係に送付

【提出書類】

①通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

②児童質問票

③児童発達支援利用の方…乳幼児等サポート調査票

放課後等デイサービス利用の方…就学児サポート調査票

※江東区への転入日により、世帯全員分のマイナンバー（個人番号）または（非）課税証明書（コピー可）が必要となる場合があります。

④セルフプラン（障害児相談支援事業所と契約されていない場合）

支給会議（月2回：第1・第3木曜日）で支給決定

※利用開始日は会議日の翌日からとなります。

※会議日の前の週の金曜日までに上記の手続きを完了してください。

受給者証発送

→受給者証を持って事業所と契約、利用開始し、利用開始